

# 2022 年度新規「産学協創研究会」の募集

- ・本会では、分野を超えた取り組みを強化すべき課題に対して産・学・官が連携して取り組んでいくことを目的として「産学協創研究会」を新設いたしました。
- ・登録を希望される方は下記の実施要領および規則を参照の上、申請書を提出して申請下さい。
- ・申請締め切り：2021 年 11 月 30 日

## 【産学協創研究会実施要領】

### 1. 目的

分野を超えた取り組みを強化すべき課題に対して産・学・官が連携して取り組んでいくことを目的とする。

### 2. 組織・構成員

- ・組織は以下の通りとする。
  - (1)代表世話人：1名
  - (2)副代表世話人：1名（必要に応じておくことができる）
  - (3)世話人：数名
  - (4)構成員：数名
- ・代表世話人は会員の中から選任すること。
- ・必要に応じて副代表世話人を置くことができる。
- ・代表世話人、副代表世話人、世話人のいずれかは民間企業から選任すること。
- ・構成員は主に会員の中から選任するが、必要に応じて外部の専門家から選任することができる。
- ・原則として、構成員の三分の一以上を民間企業から選任すること。

### 3. 活動期間・構成員の任期

- ・本研究会の活動期間は1期4年以内とする。
- ・本研究会の構成員の任期は、当該研究会の活動期間とする。
- ・必要に応じ、理事会の決議により、活動期間を1期4年間以内ずつ延長することができる。

### 4. 設置

- ・本研究会は、理事会によって設置するもののほか、公募する。
- ・応募されたものの審査は、企画委員会で第1次審査を行い、理事会で最終審査して、設置を決定する。
- ・理事会によって設置するものは、理事会で審査して、設置を決定する。
- ・審査基準
  - (1)目的が明確か
  - (2)分野を超えたテーマや取り組みとなっているか
  - (3)産・学・官が連携して取り組んでいるものとなっているか
  - (4)類似の研究会はないか
  - (5)代表世話人、副代表世話人、世話人のいずれかが民間企業から選任されているか
  - (6)構成員は適切か

(7)活動は適切か

(8)本会のシンポジウム等を開催できるか

## 5. 費用

- ・年間 500,000 を上限として、費用を負担する。
- ・活動費の使途は、会議費(会場費、会議中のお茶代・弁当代)、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、業務委託費等の運営費用とする。

## 6. 申請

- ・新規申請書ならびに継続申請書は 11 月末までに企画委員会委員長に申請する。

\*申請書は下記の問い合わせ先に請求ください。

- ・新規応募の申請書に記載する事項
  - (1) 研究会の名称
  - (2) 代表世話人(氏名、所属、役職名、TEL、Email)
  - (3) 副代表世話人(選任した場合のみ)
  - (4) 世話人の名簿
  - (5) 構成員の名簿
  - (6) 活動目的
  - (7) 活動期間(1期4年以内)
  - (8) 活動計画(活動の概要及び各年度の活動計画、活動案)
  - (9) 予算(各年度の見込み)
  - (10) 特記事項(申請者の要望等)
- ・継続申請に記載する事項
  - (1) 研究会の名称
  - (2) 代表世話人(氏名、所属、役職名、TEL、Email)
  - (3) 副代表世話人(選任した場合のみ)
  - (4) 世話人の名簿
  - (5) 構成員の名簿
  - (6) これまでの成果報告
  - (7) 継続理由
  - (8) 延長期間(1期4年以内)
  - (9) 今後の活動計画(活動の概要及び各年度の活動計画、活動案)
  - (10) 予算(各年度の見込み)
  - (11) 特記事項(申請者の要望等)

## 7. 活動

- ・研究集会の開催
- ・金属学会のシンポジウム(公募、企画、金属学会)の開催
- ・調査

## 8. 報告

- ・毎年度末までに、活動報告書および収支報告書を提出する。
- ・当該活動期終了ごとに(終了研究会は終了時、継続研究会は1期終了時)、成果報告を提出する。成果報告は、本会ホームページおよびまてりあに公表する。
- ・成果報告には、研究集会やシンポジウム等の開催記録、得られた知見、今後の展開等を記載する。

## 9. 問い合わせ先・申請先

- ・日本金属学会 事務局長

E-mail: secgn1[at]jim.or.jp

※[at]は@に置き換えて下さい。

TEL: 022-223-3685